

消費税 インボイス制度③

～インボイス制度の実務的影響～

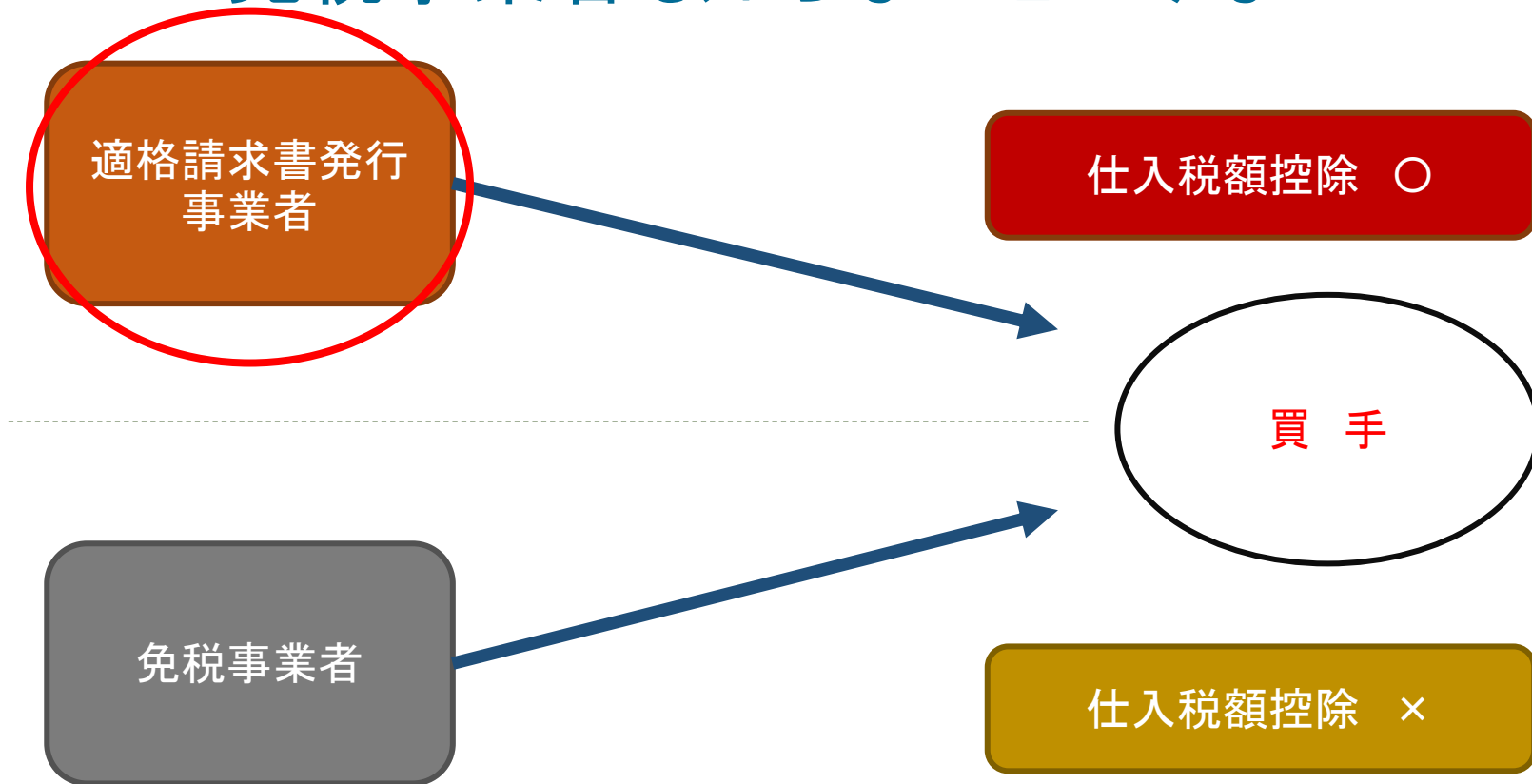


シーロムパートナーズ税理士法人 佐藤康典

今回のテーマ

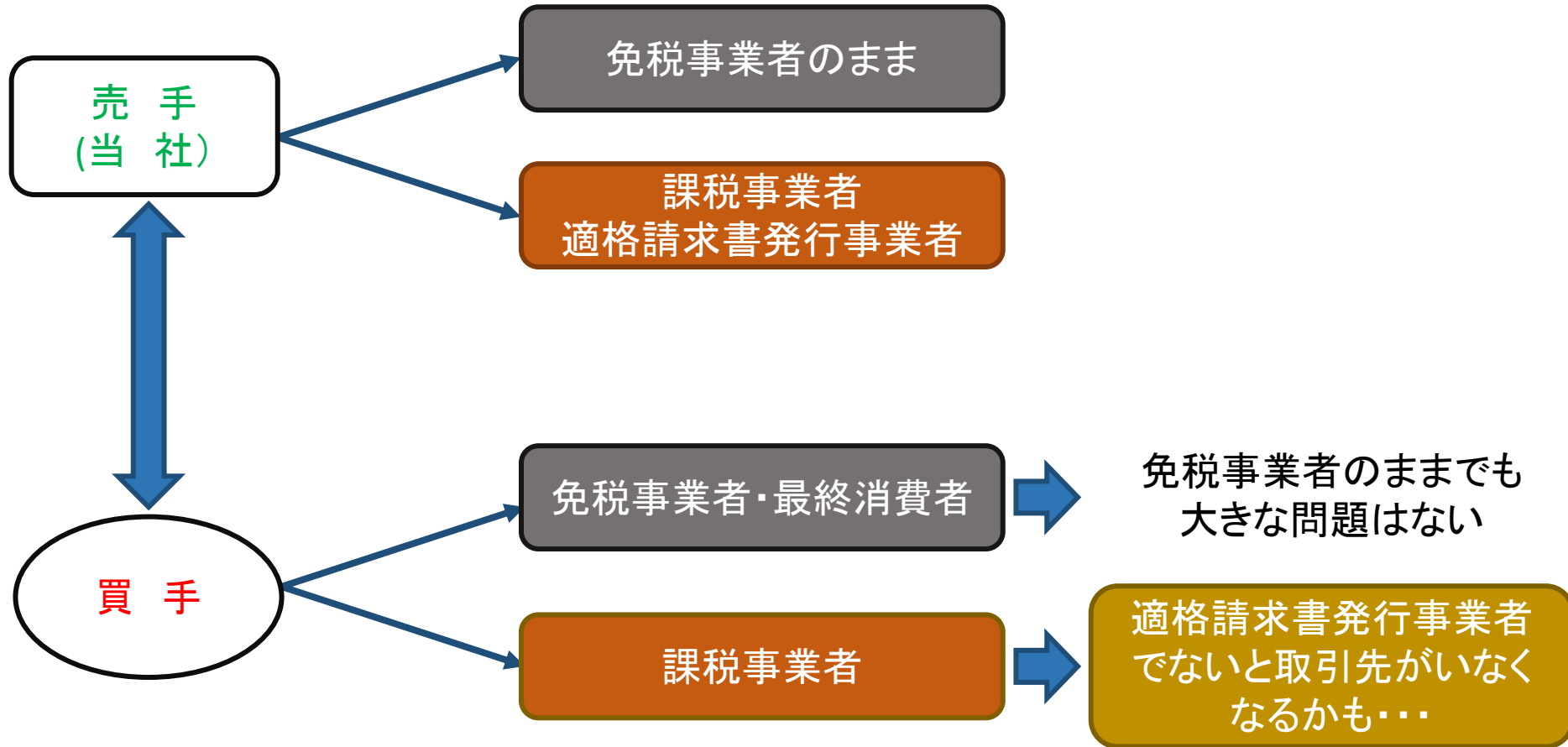
- 1.免税事業者も知らないといけない！
- 2.免税事業者からの仕入税額控除に係る経過措置
- 3.免税事業者の登録申請手続き
- 4.課税事業者も免税事業者もインボイス制度は重要！
- 5.最後に…

1. 免税事業者も知らないといけない！



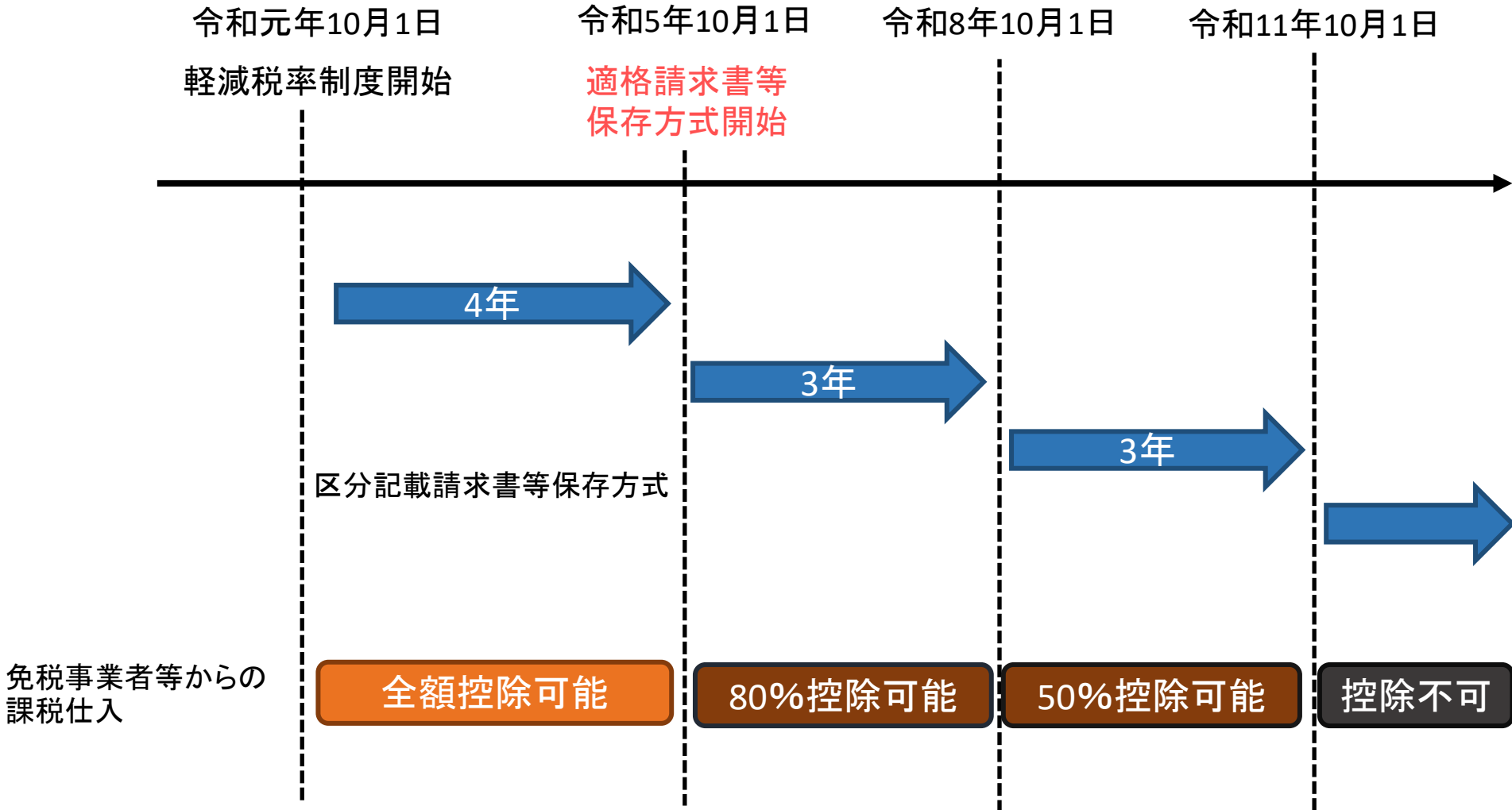
免税事業者の方は取引先などを考えなければいけないことがあります。

1. 免税事業者も知らないといけない！



2.免税事業者からの仕入税額控除に係る経過措置

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置



免税事業者等からの課税仕入

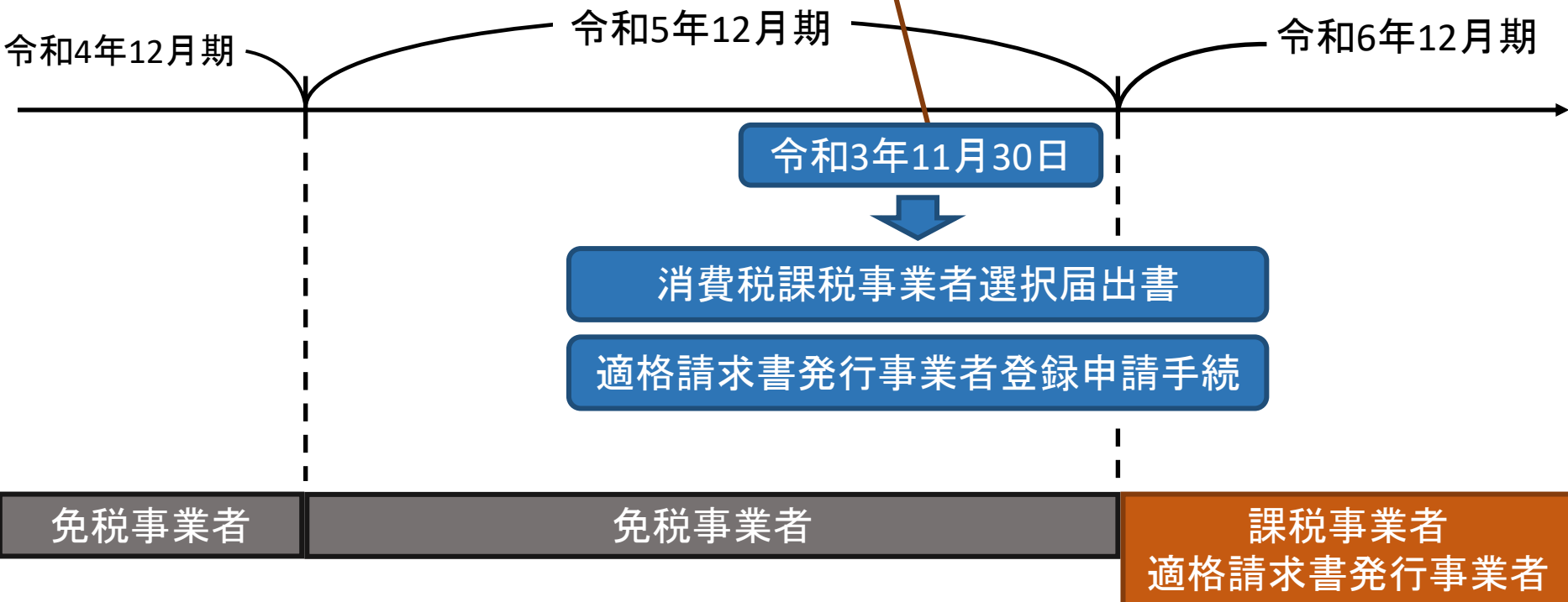
3.免税事業者の登録申請手続き

免税事業者が適格請求書発行事業者になるには・・・

原則的な手続きの流れ

(例) 個人事業主・12月決算法人が令和6年1月1日から登録を受ける場合

課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに登録申請手続きが必要



3.免税事業者の登録申請手続き

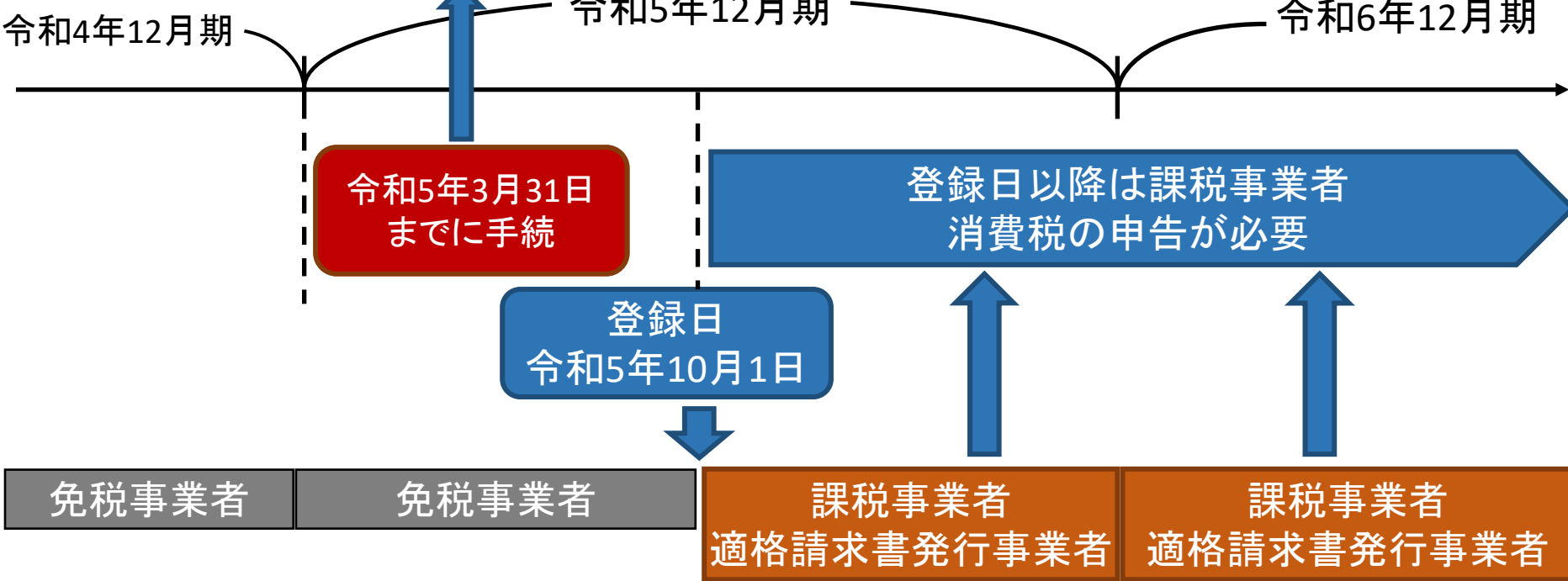
免税事業者が適格請求書発行事業者になるには・・・

経過措置

(例) 個人事業主・12月決算法人が令和5年10月1日から登録を受ける場合

~~消費税課税事業者選択届出書~~

適格請求書発行事業者登録申請手続



4.課税事業者も免税事業者もインボイス制度は重要！

課税事業者の取引のポイント



取引先：適格請求書発行事業者か否か！



仕入税額控除ができるかできなかで消費税の納付額が大きく変わることも……

免税事業者の取引のポイント



取引先：適格請求書発行事業者か否か！



選択を間違えると取引先を失うリスクも……

4.課税事業者も免税事業者もインボイス制度は重要！

例えば建物の賃貸借契約は・・・

建物賃貸借契約書

賃貸人

賃貸人〇〇(以下、「甲」という。)は、
賃借人●●(以下、「乙」という。)に対し、
後記表示の建物(以下、「本物件」という。)
について建物賃貸借契約(以下、「本契約」
という。)を締結した。

・
・
・



覚書

賃貸人〇〇(以下、「甲」という。)は、
賃借人●●(以下、「乙」という。)に対し、
下記の適格請求書等発行事業者の登録
番号を通知する。

登録番号 T987654321・・・

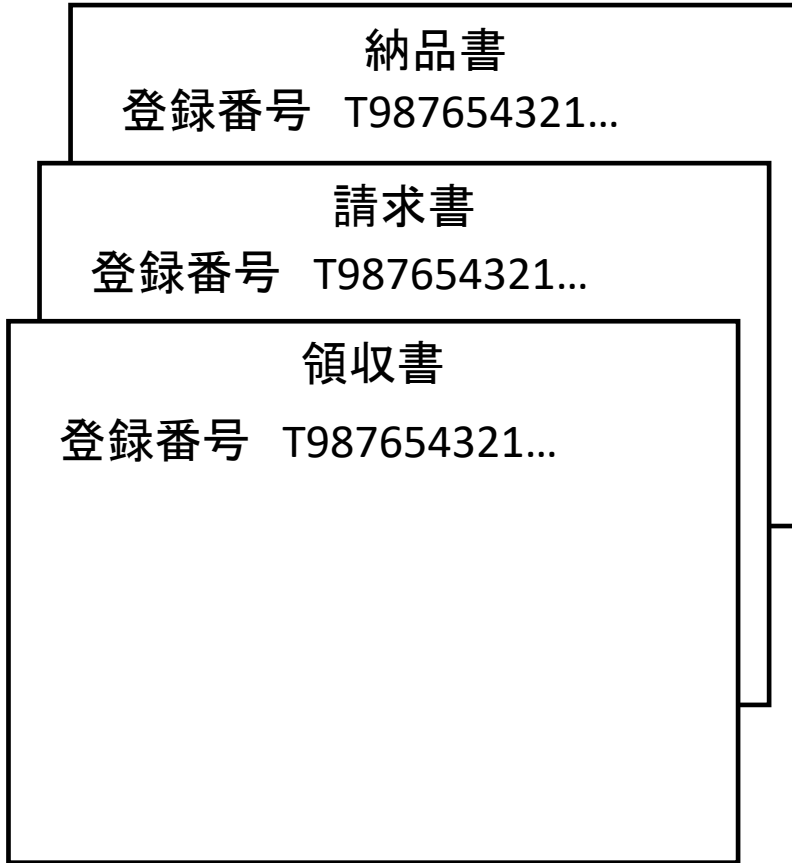
・
・
・

現状の契約書では登録番号等の
記載がないため、仕入税額控除の
要件を満たさない・・・！

記載事項の一部を覚書で令和5年
9月30日までに作成し契約書と一緒
に双方で保管することで、仕入税額
控除の要件を満たすことに！

4.課税事業者も免税事業者もインボイス制度は重要！

様々な書類がインボイスに対応してくる可能性があります



まずどの書類が適格請求書としての要件を満たしているのか確認する必要があります！



ただし要件を満たしているものだけを保存するのではなく、請求書等はすべて保存しておきましょう！



5.最後に・・・

すでに課税事業者で今後も継続して課税事業者の方



シーロムパートナーズ税理士法人で
電子申告による申請手続を行います！

免税事業者の方



シーロムパートナーズ税理士法人の担当者へ
ご相談下さい！
適格請求書発行事業者になるために課税事業者になるか、
課税事業者になる場合は原則又は簡易どちらが有利か
アドバイスさせていただきます！

ご清聴
ありがとうございました



We are professionals

シーロムパートナーズ税理士法人

〒105-6014 東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー14階

TEL:03-6403-3161 FAX:03-6403-3162

